

前回の検証会議（H23. 1. 14）における

検証方法の見直しに係る議論の概要

○脳死判定の手順の標準化等が一定程度なされ、脳死判定マニュアルに定められた手順に反するような事例等が見られなくなってきたこと、及び改正法の施行後に脳死下での提供事例が増加していることに鑑みて、迅速かつ効率的に適切な検証を進めるための見直しが必要。

○医学的検証について

- ・ 法改正前からの要件である本人の書面による意思表示ありの事例については、医学的検証作業グループ会議において、事前に臓器提供施設から提供を受けた資料をもとに、実地訪問の必要性について検討し、必要がないと判断した事例については、実地訪問を行わず、提供資料を用いて検証を行う。
- ・ 法改正により新たに可能となった家族承諾による提供事例については、当面従来通りの方法で実地訪問を行った上で検証を行い、10例程度検証を終えた時点で、改めて、その取り扱いについて再度検討する。
- ・ 小児（15歳未満）からの提供事例については、当分の間、従来通りの方法で実地訪問を行った上で検証を行うこととする。

○なお、あっせん業務の検証については、当面従来通りの方法で、検証作業を行うこととする。

○マニュアルに反する事例等については、通知発出等の個別の対応に加え、今後は、1年に1回程度、検証状況・結果のとりまとめを行い、臓器移植委員会へ報告し、検証作業の在り方等について必要に応じ、適宜見直しを行う。

併せて、上記の検証状況・結果のとりまとめについて、広く臓器移植に関係する者に周知を図るため、新たに関係学会等に情報提供を行うことが望ましい。